

「大阪キャンパスの施設使用について」

大阪キャンパス

1. 施設使用の対象となる方について

施設を貸与する対象は、いずれかに該当する方となります。

- (1) 本法人の教職員で構成する組織または団体
- (2) 本法人が設置する学校の校友や父母で構成する組織または団体
- (3) 本法人または本法人が設置する学校と教育研究上の協定等を締結している企業または団体
- (4) 管理責任者が必要と認めた組織または団体

2. 使用できる日時について

大阪キャンパス開室日に準じます。

3. 使用上の注意点について

- ・机・椅子等を動かして使用される場合や誘導表示など設置する場合、設置、撤収作業は使用者の方をお願いしております。
- ・使用状況に応じて、清掃費を実費請求する場合があります。
- ・事前に大阪キャンパス担当者から打合せさせていただくことがあります。

4. 使用の申込みおよび取消・変更について

「大阪キャンパス学外利用者用施設利用申込書」に必要事項を記載の上、大阪キャンパスまでFAXしてください。利用条件等を確認させていただいたうえ、ご連絡させていただきます。

なお、使用許可を受けた者が使用内容の取消または変更をする場合は、11日前までに申し出てください。

5. 使用料金の支払い方法について

大阪キャンパスより施設使用料金等を記載した「立命館大阪キャンパス学外利用者用施設利用許可書」を送付させていただきますので利用日翌日から10日以内に指定された口座へお振込みください。

(*なお、振込み時に受け取られる支払証明書を領収書の代わりとさせていただきます。)